

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
国 有 資 産 の 適 正 化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2018年度末までに100%】 (再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	国有地の定期借地件数 ※目標は設定せず、件数をモニターする
	<④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進> 【未利用資産等の活用促進】 ■未利用資産等の活用促進							
	国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分 《財務省》							
	公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開 《総務省》							
	■地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検							
	全市町村等と財務省財務局・財務事務所等で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)							
各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う 《財務省、総務省、国土交通省等》								

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
国 有 資 産 の 適 正 化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2018年度末までに100%】 (再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	国有地の定期借地件数 ※目標は設定せず、件数をモニターする
	<④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進> 【未利用資産等の活用促進】 ■未利用資産等の活用促進							
	国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分 《財務省》				取組状況を踏まえ、引き続き国有地の有効活用を推進する			
	公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開 《総務省》				取組状況を踏まえ、引き続き固定資産台帳の有効活用を支援する			
	民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開 《関係省庁》				取組状況を踏まえ、引き続き公有財産の有効活用を支援する			
	■地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検							
全市町村等と財務省財務局・財務事務所等で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)				取組状況を踏まえ、引き続き国公有財産の最適利用を推進				
各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う 《財務省、総務省、国土交通省等》				引き続き国公有財産の最適利用についてのフォローアップを実施				

重要課題:国公有資産の適正化

改革項目:④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進
・未利用資産等の活用促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
<p>国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受け付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分</p>	<p>未利用国有地について、保有する必要のないものは売却し、財政収入の確保に努めつつ、地域・社会のニーズに対応した有効活用を推進 (順調)</p>	<p>引き続き、国有地の管理・処分の基本方針に基づき処分・有効活用を推進</p>
<p>公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開</p>	<p>固定資産台帳については、70.8%の団体において整備済み(2016年3月末) (順調)</p>	<p>固定資産台帳の活用事例を収集し、ホームページ等に公表する。</p>
<p>民間事業者も参画した公有財産の有効活用を促進するため、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開</p>	<p>【内閣府】 各省庁が推進するPFI関係の公有財産有効活用の優良事例を確認し、事例集等を作成。 (順調)</p> <p>【総務省】 民間事業者とも連携した公有財産の有効活用に係る先進事例について、全地方公共団体に周知 (順調)</p> <p>【国土交通省】 ・事業継続を条件とした譲渡先の設定等について、自治体向けに解説した、PREの民間活用の手引きを平成28年3月に作成。 ・自治体のPRE 情報を一元的に集約するポータルサイトを平成28年5月に開設。 (順調)</p>	<p>【内閣府】 継続して実施。</p> <p>【総務省】 固定資産台帳も活用しながら、部局横断的な検討が進められるよう働きかける。</p> <p>【国土交通省】 ・平成29年度においては、有識者ヒアリング等を通じて、手引きの改善点を検討し、改訂予定。引き続き、地方公共団体のPREの民間活用を促進する。</p>
<p>全市町村等と財務省財務局・財務事務所等互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)</p>	<p>国公有財産の最適利用に関して、地方公共団体と財務局等による協議会を各地域で立ち上げ、協議会において検討を実施し、最適利用プランを策定 (順調)</p>	<p>賑わい創出等地域の活性化の観点も踏まえつつ、各地域で国公有財産の最適利用に向けたプランの策定等を進め、引き続き取り組みを推進</p>
<p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う</p>		

※前ページつづき

重要課題: 国公有資産の適正化

改革項目: ④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進
・未利用資産等の活用促進

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値 (時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針
第一階層	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% (2017年度末)	(再掲)	(再掲)	(再掲)
第二階層	国有地の定期借地件数	※目標は設定せず、件数をモニターする	77件 (平成28年度末)	F	引き続き、国有地の定期借地件数をモニターする。

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度				
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進></p> <p><⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築></p> <p>■PPP/PFIアクションプランの推進</p>							
	<p>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の見直し・拡充(2015年度)</p> <p>更なる活用・促進(2016年度～)</p> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p>							
	<p>■PPP/PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p>							
	<p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築(～2016年度)</p> <p>一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP/PFI手法の優先的検討によるPPP/PFI手法の適用拡大を図る</p> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p> <p>下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施</p> <p>《国土交通省》</p>							

アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業の事業規模
【目標：-】
※事業規模の目標の見直しについて本年度内を目途に結論を得る

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各府省及び人口20万人以上の地方公共団体等の数
【目標：2016年度末までに100%】

経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版(平成28年12月21日)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
PPP/PFIの推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><⑤ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進></p> <p><⑥ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築></p> <p>■PPP/PFIアクションプランの推進</p>							
	<p>フォローアップや実施結果の公表等によりPPP/PFIアクションプランの更なる活用・促進(2016年度～)</p> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p>							
	<p>■PPP/PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p>							
	<p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、優先的検討規程の運用の手引の策定(～2016年度)</p> <p>運用の手引の周知等を行うとともに、優先的検討規程の運用状況を踏まえつつ適用を拡大</p> <p>《内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等》</p> <p>公営住宅の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用</p> <p>《国土交通省》</p> <p>下水道、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用</p> <p>《国土交通省》</p>							

「PPP/PFI推進アクションプラン」を踏まえたPPP/PFI事業規模
【目標：21兆円(2013～2022年度までの10年間)】

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各府省及び人口20万人以上の地方公共団体等の数
【目標：2018年度末までに100%】

重要課題: PPP/PFIの推進

改革項目: ⑤日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進

⑥PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	計画期間中の進捗	今後の進展について
フォローアップや実施結果の公表等によりPPP/PFIアクションプランの更なる活用・促進(2016年度～)	フォローアップを実施し、「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」を本年6月9日民間資金等活用事業推進会議にて決定。アクションプランに定める推進施策を着実に実行。順調である。	毎年度フォローアップを実施し、結果を公表。
運用の手引の周知等を行うとともに、優先的検討規程の運用状況を踏まえつつ適用を拡大	全国9か所で「運用の手引」の説明会を開催(2017年2月)し周知。規程未策定の人口20万人以上の地方公共団体で速やかに策定が完了するよう助言等の支援を実施。順調でなく、策定が完了しない事情は各地方公共団体等で異なるが、現時点で策定の課題となっている可能性があると考えている事情としては、職員の目的・意義等の理解・共有不足、職員不足等が挙げられる。	国と全ての地方公共団体を対象に本年9月末時点の策定・運用状況の調査を実施し、課題の把握、解決策を検討。地域の実情や運用状況を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大を図る。
公営住宅の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用	地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、2016年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化。さらに、2017年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。 (順調)	2017年度以降についても、引き続き左記の事業について着実に支援を実施。
下水道、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの一部要件化の実施・適用	下水道:社会資本整備総合交付金等の下水道事業の事業要件に次の規定を追加。 ①『人口20万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したものの。』 ②『人口20万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等)の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。)を活用するもの。』 (順調) 都市公園:社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に次の規程を追加。 『人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、(中略)PPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。』 (順調)	下水道:下水道:左記のPPP/PFIの要件を適切に適用するとともに、適用状況を踏まえ、必要に応じてコンセッションの検討内容等を改善。 都市公園:左記のPPP/PFIの要件を適切に適用。

※前ページつづき

<p>重要課題: PPP/PFIの推進</p> <p>改革項目: ⑤日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進</p> <p>⑥PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p>
--

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	区分	次回の把握時期と今後の方針
第一階層	「PPP/PFI推進アクションプラン」を踏まえたPPP/PFI事業規模	21兆円 (2013～2022年度までの10年間)	約9.1兆円(2013～2015年度までの3年間)	A	<ul style="list-style-type: none"> ・2013～2016年度までの4年間のデータに年内に更新予定。 ・「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める推進施策の実行により、一層の進捗を図る。
	PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数	100%(2016年度末)	国: 69.2% 人口20万人以上の地方公共団体: 67.4% (2016年度末)	B	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年3月末の策定率も調査予定(2018年3月頃更新予定)。 ・未策定団体の訪問等により、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施することで、策定率の向上を図る。

